

商慣習の見直しに関する調査・社会実験委託 企画提案要領

本業務は、小売店などが商慣習として設定している食品の販売期限について、小売業者と消費者の相互理解により、賞味期限内で販売期限を延ばせば、販売期限による食品廃棄物を抑制できる可能性があるため、販売期限延長による影響等を調査するものである。

本業務の委託にあたっては、廃棄物分野に関する高い専門知識及び各種調査結果を的確に解析できる高度な技術力が必要である。

こうしたことから、本事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、高度な技術力の保持等、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから、本業務を遂行しうる複数の者を対象とした公募型プロポーザル審査を実施し、受託候補者を選定するものである。

1 企画提案の参加手順について

企画提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

【平成29年8月1日（火）公告】

- | | | |
|-------------|---|---------------------------|
| (1) 参加意思確認書 | } | (提出期日：平成29年8月4日（金）午後5時まで) |
| (2) 企画提案書 | | |
| (3) 見積書 | | |
| (4) 業務実績一覧表 | | |
- (提出期日：平成29年8月15日（火）午後5時まで)

※(2)、(3)、(4)については、正1部、コピー6部の合計7部を提出すること。提出した書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

2 参加資格要件について

本募集に応募する資格を有する者は、以下の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札有資格者」という。）又は、競争入札有資格者でない者については、次に掲げる資格を有し、かつ自己を証明する書類を提出する者。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 過去5年間（平成24年度から平成28年度、以下同じ。）に自治体等（国、都道府県、市町村、一部事務組合等）の2Rや分別・リサイクルに関する具体的な施策の検討や効果の検証業務（以下「同種業務」という。）の履行実績があること。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該受託希望者に確認の上、本市が判断する。

3 提出書類等

(1) 参加意思確認書

本募集に応募する者は、参加意思確認書（様式1）を平成29年8月4日（金）午後5時までに、ファックスにて当課へ提出（印不要。着信を確認すること。）し、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

(2) 企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、様式2を使用し、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する事業企画の提案書を提出すること。また、提案内容を補足するための資料（パワーポイント等で作成したもの）を別紙として添付してもよい。

企画提案書に記載する調査実施体制については、本業務の実施に当たっての、統括管理技術者、業務担当技術者、人数等を記載すること。統括管理技術者及び主たる業務担当技術者については、それぞれ過去5年間の同種業務の実績を記載すること（同種業務であることが分かるよう、当該業務の仕様等をできるだけ具体的に記載すること）。また、一部再委託を行うものは再委託先及び再委託内容を記載すること。なお、受託者は再委託先との連絡調整、統括を責任持つて行うこと。

企画提案書には、審査結果通知予定日（平成29年8月下旬）に連絡が取れる電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入すること。

(3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1通提出すること。

なお、本件業務に係る全体経費については、3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とする。

(4) 業務実績一覧表

過去5年間において受託した同種業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表（様式不問）を1通提出すること（同種業務であることが分かるよう、当該業務の仕様等をできるだけ具体的に記載すること）。

同種業務とは、2の(2)項ウに記載のとおりとする。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該受託希望者に確認の上、本市が判断する。

(5) 提出期日

参加意思確認書以外の書類は、平成29年8月15日（火）午後5時までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(6) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階
京都市環境政策局 循環型社会推進部ごみ減量推進課 担当：水澤，飯田
Tel：075-213-4930 Fax：075-213-0453

(7) 費用負担

提案に要する費用については，全て参加者の負担とする。

(8) 企画提案要領，仕様書等に関する質問期限及び回答

本要領及び仕様書に示されていない項目に対する質問，提案内容に関する問合せについては，本市担当者宛てにファックスで問い合わせること。全ての問合せに対する回答については，京都市ホームページ（京都市情報館）の「入札・公募型プロポーザル情報」における「環境政策局」のページに掲載する（下記の URL を参照）。

ただし，他の参加者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

平成 29 年 8 月 7 日（月）午後 5 時必着

※ 質問期限以降の質問は，一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし，(6)の提出先にファックスで問い合わせること。

ウ 回答方法

平成 29 年 8 月 10 日（木）までに，京都市情報館の「入札・公募型プロポーザル情報」における「環境政策局」のホームページに掲載する。

【URL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(9) 上記 2(1)の競争入札有資格者でない者については，自己を証明する書類として，以下の証明書等を提出（各 1 部）すること

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
- ・ 2(1)エ，オを証明する納税証明書（オについては，京都市内に事業所等が所在する場合もしくは，固定資産を所有する場合のみ）
- ・ 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し，使用者名義が本件申請者となっている場合のみ）
- ・ 誓約者が京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書

4 企画提案書の審査概要

受託候補者の選定については，審査委員会によるプレゼンテーション審査を行い，その委員が審査基準に基づき採点を行い，最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。なお，受託希望者多数の場合は，企画提案書による一次審査（書面審査）を行い，優秀と認められる上位 5 者を選定する。

プレゼンテーション審査は，受託希望者から 10 分程度の発表の後，質疑応答を行う。

プレゼンテーション審査による評価が同等の場合は，見積金額が最も低い者を選

定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより、受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

(1) プレゼンテーション審査の日時

日時、場所については別途連絡する。

(2) 審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する。

- ・循環型社会推進部長
- ・環境企画部 環境総務課 計画調整担当課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 事業ごみ減量担当課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査係長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 事業ごみ減量企画係長

(3) 審査基準

以下のア～カの項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。

- ア 企画力 …………… 提案書の内容が、本市の計画・方針、仕様書の内容、検討趣旨等を十分理解したものであるか。提案書の内容が、論理的で説得力を持っているか。【10点】
- イ 分析調査力 …… 調査方法や検討内容等が、論理的かつ実用的であるか。【10点】
- ウ 資料作成力 …… 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。【5点】
- エ 実績 …………… 同種業務の十分な実績はあるか。【5点】
- オ 見積金額 …… $5 \text{点} \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積額})$ 【5点】
- ※ ただし、小数点以下は切り捨てる。
- カ 調査実施体制 …… 十分な実績を持った統括管理技術者や主たる業務担当技術者を配置した体制であるか。【5点】

○ 合計【40点】

(4) 審査結果の通知

- ア 結果については、審査の上、書面をもって参加者全員に通知する（平成29年8月下旬以降に発送予定）。ただし、いずれの応募者も調査目的を達成できないと判断した場合、いずれも採用しないことがある。
- イ 通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の通知が届いてから1週間以内に書面で、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課まで提出すること。

(5) 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と本市の間で協議のうえ、本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

協議において契約の内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の

選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第 29 条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

5 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日（金）

(4) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、ごみ減量推進課が指示するところによるものとする。

6 スケジュール（予定）

内容	期日等
参加意思確認書提出期限	平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時まで
依頼内容等質問受付期限	平成 29 年 8 月 7 日（月）午後 5 時まで
質問回答	平成 29 年 8 月 10 日（木）まで
企画提案書提出期日	平成 29 年 8 月 15 日（火）午後 5 時まで
審査の結果通知	平成 29 年 8 月下旬
業務委託契約	平成 29 年 8 月下旬
履行期限	平成 30 年 3 月 30 日（金）

※本スケジュールは予定であるため、日程について若干の前後が生じる可能性がある。